



# 金 沢 市 公 報

号外第 2 1 号

平成28年(2016年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条 例 (税 務 課) 2
●条 例		○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 6
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に關する る条例 (市民協働推進課) 1		
○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙におけ る選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担 に関する条例の一部を改正する条例 (選挙管理委員会) 1		

## 条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第40号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「野田町」の次に「、野田1丁目、野田2丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「野田町」を「野田町 野田1丁目 野田2丁目 野田3丁目 野田4丁目」に改める。

附 則

この条例は、野田1丁目、野田2丁目、野田3丁目又は野田4丁目となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告の日翌日から施行する。

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第41号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「前条の」を「前条の規定による」に、「それぞれ当該各号」を「当該各号」に改め、同条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第8条中「前条の」を「前条の規定による」に、「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第9条中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（金沢市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条中「当該各号」を「第1号から第3号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第4号及び第5号に定める日までの期間」を加え、同条第1号中「第35条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」及び「若しくは第4項」を削り、同条第2号中「第35条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」及び「若しくは第4項」を削り、同条に次の2号を加える。

(4) 第35条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(5) 第35条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第30条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第35条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を



加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（政令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第34条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第35条の7第2項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「申告を」を「申告書を」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の



通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第35条の8第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は政令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第42条の3第2号中「学校図書館」を「学校、図書館」に改める。

附則第5条及び第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第30条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条 削除

附則第9条の2中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、新条例」を「、金沢市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第12条第2号の項中「第35条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」及び「若しくは第4項」を削り、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項、第12項の表第7項の表以外の部分の項及び第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第12条の改正規定(同条第1号及び第2号中「若しくは第4項」を削る部分を除く。)並びに同条例第35条の2、第35条の7及び第35条の8の改正規定並びに第2条中金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第4条第7項の改正規定(同項の表第12条第2号の項中「若しくは第4項」を削る部分を除く。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第30条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第5条及び第6条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下この条及び次条において「新条例」という。)第35条の2第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第35条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第30条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第35条の7第4項及び第35条の8第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第35条の7第2項又は第35条の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第9条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改



正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。）附則第15条第33項第1号イ及びロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イからハマまでに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第43号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

71	旧戸板小学校地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画旧戸板小学校地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

別表第2に次の1号を加える。

71 旧戸板小学校地区地区整備計画区域

計画地区	制 限
全域	用途の制限 (1) 畜舎又はサイロ (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場、ホテル、旅館、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (5) 法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (6) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 法別表第2（へ）項第1号及び第2号に掲げる建築物 (8) 葬儀場 (9) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物

敷地面積の 最低限度	150平方メートル
壁面の位置 の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分を用いる。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 隣地又は水路の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
高さの最高 限度	12メートル
垣又は柵の 構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>

別表第3に次のように加える。

15	旧戸板小学校地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画旧戸板小学校地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

#### 附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

平成28年(2016年)6月22日 印刷  
平成28年(2016年)6月22日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄